

広島県子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第九号

広島県子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

広島県子ども・子育て審議会条例（平成二十五年広島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十二条第四項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第八条第一項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、広島県子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十二条第四項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第八条第一項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、広島県子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。